

わがまち特例(別表)

特例対象資産	取得時期の要件	適用期間	課税標準額の特例割合
① 水質汚濁防止法に規定する特定施設、又は同法に規定する特定施設を設置する工場 ② 総務省令で定める事業所の汚水又は廃液の処理施設 (償却資産)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得されたもの	期限なし	課税標準額の 2 分の 1
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの (償却資産)	令和 4 年 4 月 1 日以後に供用開始されたもの	期限なし	課税標準額の 4 分の 3
①都市再生特別措置法に規定する認定業者が取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 5 分の 3
② ①のうち同法に規定する特定都市再生緊急整備地域の認定事業により取得した家屋及び償却資産			課税標準額の 2 分の 1
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において推進計画に基づき取得又は改良された津波対策の用に供する償却資産で政令に定めるもの	平成 28 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までに取得又は改良されたもの	最初の 4 年度分	課税標準額の 2 分の 1
① 津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の用に供する家屋 ② ①のうち指定避難施設避難用部分	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに協定締結されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 3 分の 2
① 津波防災地域づくりに関する法律第 60 条第 1 項に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋 ② ①のうち同法に規定する協定避難用部分	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに協定締結されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 2 分の 1

わがまち特例(別表)

① 津波防災地域づくりに関する法律第 61 条第 1 項に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに協定締結されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 2 分の 1
② ①のうち同法に規定する協定避難用部分			
指定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産で政令で定めるもの	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 3 分の 2
協定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産で政令で定めるもの	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 2 分の 1
太陽光を電気に変換する特定太陽光発電設備で総務省令で定める規模未満のもの	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
上記以外の特定太陽光発電設備		最初の 3 年度分	課税標準額の 4 分の 3
風力を電気に変換する特定風力発電設備で総務省令で定める規模以上のもの	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
上記以外の特定風力発電設備		最初の 3 年度分	課税標準額の 4 分の 3
水力を電気に変換する特定水力発電設備で総務省令で定める規模以上のもの	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 4 分の 3
上記以外の特定水力発電設備		最初の 3 年度分	課税標準額の 2 分の 1
地熱を電気に変換する特定地熱発電設備で総務省令で定める規模未満のもの	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
上記以外の特定地熱発電設備		最初の 3 年度分	課税標準額の 2 分の 1

わがまち特例(別表)

バイオマスを変換する特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模の範囲内のもの		最初の3年度分	課税標準額の3分の2
特定バイオマス発電設備（総務省令で定める規模のもの）	令和6年4月1日から令和9年3月31日までに取得されたもの	最初の3年度分	課税標準額の7分の6
特定バイオマス発電設備（総務省令で定める規模未滿のもの）		最初の3年度分	課税標準額の2分の1
水防法に規定する地下街等における洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるもの	平成29年4月1日から令和8年3月31日までに取得されたもの	最初の5年度分	課税標準額の3分の2
都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画により設置した市民緑地の用に供する土地で政令で定めるもの	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日から令和7年3月31日までに設置されたもの	最初の3年度分	課税標準額の3分の2
特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設(償却資産)	令和3年11月1日から令和6年3月31日までに取得したもの	期限なし	課税標準額の3分の1
特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域内にある土地	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで取得したもの	最初の3年度分	課税標準額の4分の3
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものにより整備した施設等	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得されたもの	最初の5年度分	課税標準額の2分の1
高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるもの	平成27年4月1日から令和7年3月31日までに新築されたもの	最初の5年度分	固定資産税額の3分の2

わがまち特例(別表)

新築した日から20年以上経過したマンションで外壁の修繕又は模様替を含む大規模な工事を行った建物で政令で定めるもの	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに工事を施工した資産	1年度	固定資産税額の3分の1
--	---------------------------------	-----	-------------